

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（7-6）

2. 日時

令和3年5月13日（木）15時50分～17時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、

内海専門職、吉村技術参与

専門検査部門

清水検査技術専門職

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他19名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：#3122 難燃性ケーブルの申請対象

資料2：7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映内容

資料3：7次申請第2回補正申請書における自主的な修正箇所

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい規制庁です。定刻になりましたので面談を交わしたいと思います。本日の面談は令和3年2月22日付で申請があり、令和3年4月28日付で第2回の補正申請があった。
0:00:16	三菱原子燃料株式会社の第7次施工認申請について、事実確認を行うものでございます。
0:00:23	それでは、
0:00:29	規制庁の方からコメントを伝えたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:00:35	いいですか。
0:00:37	専門検査部門の清水です。ちょっと後ろの方からちょっと確認させていただきたいと思います。
0:00:48	面談資料037の一番最後、コメント番号3219に関する確認事項です。
0:00:57	これは前回検査方法について経営の方の吹鳴だけ。
0:01:04	しか書いてなかったものについて、確実に検知するという部分についての検査対象するというコメントに対して対応いただいた件になりますので対応いただいて、第2回補正では、
0:01:25	すみません。
0:01:27	今回の指摘いただいたのは、
0:01:30	1761ページ、承認の6-1に建設一考検査のとして⑤と⑤と判定基準⑤を追記いただいた件でちょっとコメントを確認させてください。
0:01:48	そう宣言をする検査の方法で線源操作を用いた校正により測定日の表示値を確認する。
0:01:58	これが非常にちょっと校正により確認するところがいまいちどういう検査なのかわかりにくいので、もう少し詳細に御説明いただけないかなということと判定基準で判定基準は、
0:02:15	測定範囲を確実に検知し表示できることとしかしてないんですけども、判定基準ですので、指示値のC号さんを含めて、許容範囲としてどうあるのか、そのあたりを
0:02:33	もっと明確にすべきではないかと思えますし、するのでご意見ちょっといただきたいんですが、御説明いただきたいんですがお願いします。
0:03:18	規制庁内海でございますけども、MNFさん。
0:03:22	もしかしたら、
0:03:23	音声がでてない。
0:03:26	かもしれませんが、発言されてますでしょうか。

0:03:31	もう少しお待ちくださいあの担当がかわりますので、了解規制庁です了解しました。
0:03:46	もう
0:03:51	で、
0:04:02	はい。三菱原子燃料の小川でございます。測定範囲の検査につきましては、標準線源及びミーティングを用いて測定範囲を確実に検知して表示できるとともに警報設定器に到達した際に、昨日に敬語。
0:04:21	表 2 とOpenFOAMすることを確認できる決着の
0:04:25	エフテック、YKT全体の検査を実施いたしますという方針でございます。以上です。
0:04:35	規制庁清水でございます。判定基準のところを層厚許容範囲というものを確実に設定されるということでしょうか。
0:04:50	ほぼ
0:04:54	すごい
0:04:59	はい。
0:05:02	三菱原子燃料の小川でございます。2000 円測定範囲を、ウエート保険半円を
0:05:11	測定範囲という形で考えております。
0:05:24	規制庁清水でございます。そっちいたしました。同様の内容ですね、コメント省の方にですねそれ見て回答いただけますようお願いいたします。
0:05:39	はい。
0:05:40	FAI試験での終われる最初いたしました。
0:05:57	規制庁の吉村です。
0:06:00	ちょっとじゃあの今の 037 の資料、最初のほうに戻りまして、この資料に関してはちょっと
0:06:09	地震に関して 2 点。
0:06:12	ちょっとさらに確認させていただきます。
0:06:15	まず 1 点目ですけど、
0:06:21	番号で言うと 3、3189 番で前回いわゆる
0:06:27	非常用ディーゼル発電機の切替配電盤、
0:06:31	の漏えい等の図面がちょっと必ずしも十分でなかったもので、補正をいただいて、
0:06:39	今回の補正で補正いただいています。
0:06:43	V-1 とか耐震上の観点での不明点は今回の修正でわかりますし、わかりましたが、
0:06:52	1 点ですねこの図面上かちょっとした耐震から外れますが、

0:06:57	斜熱盤の位置とその考え方についてちょっと間を確認させていただきたいと思 います。
0:07:06	図面で言いますと 2228 ページですかね。
0:07:15	切り換え配電盤の
0:07:19	加工含めた
0:07:21	構成図が追加を含めて修正を含めて、今回出され出していただきましたが、放 射熱盤のまず 1 の確認なんですが、
0:07:35	と状面状面は中央部分とそれから側面のやつがちょうど図面の下側の図面、
0:07:44	左の下側ですねこれ側面の位置から見ると、平面上でどこにこの斜熱盤が、
0:07:51	通ってるかっていうのを平面図からは立面図で判断すると一番下側の、
0:07:57	FMの面に 1 名斜熱盤があるのと、
0:08:03	カトウは上メンツで見ると、
0:08:08	構成筐体の中央部ですね、構成中央中央部のはりの間にある形に中央はい 見れます。
0:08:18	冷凍熱盤の配置。
0:08:22	これでこの位置だと、例えば状面もかなり空間があるのと、
0:08:28	ちょっと側面については、これ他の面がちょっとよくわからないんですが、今こ の絵面だけだと 1 面だけに見えるので側面は言ってるので。
0:08:39	これで 11 に張っただけで斜熱効果っていうのは得られるのかというのが少し
0:08:45	当組合な点です。
0:08:51	ですから、
0:08:52	この点についてちょっと斜熱の関係がちょっともう少し
0:08:58	ちょっとまずこの斜熱盤の位置について説明を願います。この場合ちょっとお 願いできますか。
0:09:11	うん。
0:09:13	メールテラヤマこれからご回答いただきます。時間差、
0:09:21	。
0:09:23	三菱原子燃料藤です。寸において左下のルールの制しゃべんなルート入って る部分全面が加熱版になります。それから側面、
0:09:39	要は全周にわたって社内版はついておまして、
0:09:43	上の左上の図で言うと、
0:09:47	今、
0:09:49	今、
0:09:50	こちらからずっと延々全面にわたって斜熱盤が、
0:09:56	そいでおります。

0:09:57	それから場合に上部からの侵入を防ぐために、
0:10:05	金額的筐体の部分の上の部分ですね。
0:10:08	上の部分にも斜熱盤を受けまして、要は、横から進入してくると上から浸入してくるのを防ぎような形で斜ネット版がついてることになります。
0:10:19	エールでいいますと、こちらに記載されてるんですけども、精神パネルのところは全部含めて関連する盤ということになります。
0:10:29	以上です。
0:10:36	原子力規制庁永井ですとかありました
0:10:40	何かその状況がまず一つ目で見えなかったんですけど、そもそもこの斜熱盤の設置している目的なんですけど、一つは外部衝撃の損傷防止を表で1698 ページに、
0:10:57	外部火災の影響軽減ということについてるんですが、さっきもちょっと説明長くなりましたけど、
0:11:07	斜熱盤がどういう形について、要するに何応募 7 にAと防護対象設備が何でそう対策としてこういうふうに全周にわたって設置しているんだっていうような説明というのはどっか
0:11:22	その基本方針社内的よう説明に書いてあるんでしょうか、ちょっと補足的に確認したいんですけど。
0:11:32	やはりいけないので連結ファイルの入ってるビルのビルに燃料のうかがわれる防護用しなきゃいけないのは、基本的には電気回路の入っている切り換え配電盤です。
0:11:48	今ちょっとカプロで動かしてるところ。
0:11:53	それからあと上の図でも何かそれぞれにあるはず。それは臨界流てるんで、ほぼバラバラのような守ればいいということで、このために不安を積雪来月、
0:12:16	原子力規制庁の永井です。
0:12:18	ですから今おっしゃられたまさにね、その切り換え配電盤がどこにあって、要するに防護対象ですね、対策としてこう、こういうふうに対策してるっていうのは本当は図面で、
0:12:34	明確にわかれば一番いいんですけどいろんな情報到達すると多分わかると思うんですね、この図で今わかんなかったんで今聞いたんですけど、そういう状況が添付の説明書に中、
0:12:49	書いてあるのなんであればちょっとそこも補足的に御説明いただきたいと思ってるんですけど。
0:13:09	それで今の通り守らなきゃいけないのは実際回路の電気回路の入ってる切り換えられるんで何台で添付書類のほうにはほとんど切りが入れないですね、別的な影響が

0:13:27	加わらないように、評価結果を載せてますんで、
0:13:33	この辺どのテーマごとしてちょっと御説明
0:13:37	をですね、別途下げたいと思いますんで。はい。
0:13:43	はい、原子力規制庁の永井です。そうですねまずはの位置関係なんで、最初に戻るんですけど、2002に約28ページの図で、その防護対象の切り換え配電盤っていうのは何ヶ所かに四角で書いてあるんですけど矢印の位置がですね。
0:14:01	と多分
0:14:03	コーセー、
0:14:05	附帯
0:14:06	ていうのかな。そこが多分
0:14:10	切りか配電場そのものではないかとは思いますが、正面ズーツというか左下の図を見ると、何か矢印も何でこれ構造。
0:14:24	構造部材って言えばいいんですか。部材のほうにコース、言ったりですけどここがどうなってるのかっていうのはなかなかちょっと掴めない状況なんで、本来なら、この図面に明確にもう少し
0:14:41	書いていただきたいところあるんですけど、申請書の中で幾つかまずもうやこういう説明の中でこういうふうに書いてるんですけどっていうところがわかれば、そこも踏まえて判断しますし、
0:14:56	もうどこにも書いてないっていうのであれば面談の資料なりで出していただかなきゃいけないしそういうのも参考にしつつ、それでも何か人が受ける事項として不足があるのであれば、最終的には補正っていうこともあるんですけどまずは
0:15:12	面談の資料で結構ですので、現状、同号対策と後は防護対象がどこにどういうふうになっていわゆる切り換え配電盤はどういうふうに設置されていて、それに対して、この
0:15:30	斜熱盤がこの前面にやはり目ぐらいされてるのは初めてくださっていると。そうするとことによって方向づけか再現としてのからの方向性であるとか、一部切れ目がありますので、
0:15:46	そういうものも含めて全体で判断させていただきますので、その状況がよくわかるようなガイドというガイドっていう事実経過わかるような説明を
0:16:00	するようにお願いします。
0:16:06	はい。
0:16:08	はい。ちょっとこの辺のところをまとめてですね、説明資料を出したいと思いません。はい。

	はい、原子力規制庁の永井です。この遮熱板の設置目的なんですけど、今、外部深さEの観点で
0:16:23	設置している点は確認したんですけど、ほかにウ社熱盤に何かなんていうか、竜巻であるとか、Aと加西だけじゃなくて爆発であるとか、
0:16:38	期待する安全機能というのはあるんでしょうか。あればちょっと説明していただけますか。
0:16:52	最近、
0:16:54	三菱原子燃料ビジネス最新とパック巻きについて、フレームだもつようなものとしておりません。
0:17:12	原子力規制庁の永井です。ということで当然
0:17:20	僕はじゃい流とあれなのか、遮熱板が
0:17:30	共同であるとか、のあれですよ、構造体部材としての
0:17:36	評価になるとは思うんですけど、あと竜巻についても耐える設計であるということ
0:17:43	がいろんな所に分散して書いてあると思いますけれども全体と最終的にそういう求められる果樹っていうか、そう設計上の核種荷重と、
0:17:59	それに対して全部網羅しているっていうことの説明もあわせてとするようお願いいたしますね以上点については後日書面で提出をお願いします。
0:18:14	三菱原子燃料の承知致しました。
0:18:24	原子力規制庁の吉村です。次にもう1点、案を地震に関して、
0:18:34	前回のコメント内容の確認をさせていただきます。
0:18:39	番号で言いますと3190番ですね。
0:18:45	いわゆる天井走行クレーン、原料貯蔵所のことのクレーンの
0:18:52	脱落防止盤にに関する
0:18:57	評価について確認させていただきました運営等、
0:19:02	これは日書面で回答いただければ結構なんですけど、
0:19:08	今回回答にあるように、
0:19:12	この脱落防止版というのは地震荷重に対して強度設計を行っているという。
0:19:20	御回答になってますそれともう一つここにもありますように、
0:19:24	本来はレール部。
0:19:27	が指示しているのでレールブームについても、
0:19:31	ちょっと地震に耐える
0:19:34	設計なると。
0:19:36	いう一応回答になってます。
0:19:41	評価点としていろいろポイントあると思うんですけど、実際に

0:19:46	この天井クレーンっていうのは、
0:19:49	いわゆる
0:19:52	ガソリンですね、レール脱硫に対する
0:19:55	なお起きないことを
0:19:58	もともとは設計、設計基準としてるいる。
0:20:04	入ると思うんですがいるのかそうするとこの脱落防止版っていうのは、
0:20:09	耐震設計上どういう位置付けになってるのか。
0:20:13	機能上の問題ですね、そういった
0:20:16	天井クレーンの耐震設計のほうシーン方。
0:20:21	各部の評価でどう位置付けとしてどう考えてるって。
0:20:26	今回
0:20:29	そう最大イシイが示されていると思いますが、
0:20:32	行っているのかちょっと説明をしていただきたいと思います。
0:20:39	これは書面で回答いただければと思います。
0:20:47	三菱原子燃料テラヤマですけど、書面で回答させていただきます。
0:20:56	原子力規制庁の吉村です。よろしくお願いします。
0:21:02	それとこれは
0:21:05	コメント回答の更問ではありませんが、もう1点確認をさせていただきます。これは今回の申請というよりも、
0:21:18	いわゆる補正申請の中で、設備機器の波及的影響評価の対象機器というもの各申請の中で確認させてもらってます。
0:21:30	今回最後の申請となることで、全体できいな。
0:21:37	見方として今回分割申請をされてます。
0:21:43	おそらくある程度まとまった単位でしか申請がなされているので、相互の影響っていうのは小さいかとは思いますが、
0:21:52	その分割申請されている。
0:21:57	何かというよりもそれぞれの分割申請した。
0:22:04	ことによる波及的影響の
0:22:08	うーん。
0:22:11	確認が落ちがないかっていうことを全体確認する中でですね、もう一度、
0:22:17	そういった設備がないのか、例として言えば例えば7時で申請した設備が実際には2次で説明して申請されてるものの影響を受けている可能性がないのかというようなことを
0:22:33	もう一度全体を確認する中で確認をするといっていたきたいと思います。

0:22:40	これは当然全体確認されてます。当該ますのでその中で確認されたということ を
0:22:48	説明いただければ結構かと思います。
0:22:59	原子炉容器比べると、50%の確認結果について、書面で回答を待って。
0:23:08	規制庁しますよろしく申し上げます。
0:23:20	はいある意図です次私の方から外部衝撃について1点。
0:23:27	ございます。内容なんです、電磁的障害の防止として今回、使用表とか、
0:23:34	基準の適合性し後ろなんか見るとメカニカルレート水路シールド付ケーブル、 これらの二つの設計が載ってるんですが、もこれらの二つの設計によって、な ぜまあ、サージノイズによる補償とか誤動作か防壁るのか。
0:23:51	そういうところはちょっとわかりにくいなんていうのが成立し進めてもらいたいな ともう細かい話は後日書面で出してもらえば結構なんですけども、本日の口頭 で簡単に御説明をいただけますでしょうか。
0:24:12	はい。三菱原子燃料の中でですね、こちらレターの書面では動きたいと思いま すけれど、律速概略で御説明させていただくと協力連系適用外でありますね。 メーカーのPRAによる安全についての説明。
0:24:31	それからあとフィルム軽微に使うことによって外部から入ってくる電波障害を持 って、それからどれみないとカ年度算定にきいてシライ曲線という対策をです ね、やっぱ色の特定後で対応しております。
0:24:48	介護の方の特定なんですけれど、インターネットだとか、敬老大分案件です が、まず訪問介護、
0:25:00	dすねバグ類型を今回の部分であるかということですね、現場のほうです ね、例えば想定県域岩盤わかりれるわけですけれど、全体が整備局が切れて 電力がショートフィルムと
0:25:19	インターロック或いは敬語が発生するというような態度があると。
0:25:25	こういった外力については、結構あのね、青い部分に対部分体制が郵便ほど ですねメカニカルシールを受ければですね、上流からスパーサGBバリアのほ うに伝わらないということで、メカニカル事例を確認しております。
0:25:42	あとAOPとしてはもうアナログ勤務を取り扱う場合があります。
0:25:48	これは県単のほうからプロフィールをですね、この辺の増大に応じて連続勤務 ができるとは具体的にはBC40 ミリアアンペアああが結構多いとは思いますが けれど。
0:26:04	例えばもう事前に何かmgボールどうだこうだとか入れても結構微弱な信号を 拾ってきて最終的にはインターロック、警報の近傍を見ているんですね、言語 で提供して設計も出てきてね。

0:26:21	設計dBを入れてるんですね、これにバックアップに何か6分或いは警報が出るという改良構成するものです。
0:26:33	ちょっと言いましたけれど、別個みだりな言語ということですね、これビルも先ほど言った後段のほうのところには、オンゴーイングになりますんでいいだろうが、中にメカニカルに入れると、作業するんですけど。
0:26:52	特に安全機能を担うことで、営業の大きいだろう、これに警報については、具体的には留年五つの漏えい防水それから物品の爆発物、それからというようなところで、瞬間的になるんですね。
0:27:07	についてはですね。メカニカルリレーに加えてですね、一つは、現場からベキ盤のほうに入ってるケーブルの所ビルの前を相当使うことによって、
0:27:23	電磁的障害が入らないように、グループ2基つなぐ、こういったところは慶応出て行けないってない。たりなんかで矢羽何だか入ると。
0:27:38	県保健定義設定値が来るというような事象がですね、学校、他のプラントさんでもあった事例が確認で人ところに関しては必ず
0:27:53	避雷器をつけて対策をしております。
0:27:57	あと明快である理念についてはですね、
0:28:03	一応フルヤ
0:28:06	どのぐらいのの一要るでどう反応するかという評価もちょっと内部的にはなっております、まだ能力そのものの値を書きたい案のうちの行動例はあまりよりかも
0:28:22	そいで誤動作した実績がないんだよね。継続もやってないけれどもやっぱりフィルムもないんですけど、技術の方でちょっと難しい言葉で見に行けない。
0:28:35	ユニデンっていうのは今出てきた電磁的障害に対して、
0:28:43	どのぐらい改定があるかという視点要件を次が火災である。理事の企画になってるんですけど、別の中で、大野委員の一番大きい約使ってやるとですね、メカニカルリレーががどうなのかという。
0:29:02	その評価もやっぱり合併結果的にはですね、
0:29:08	メカニカル連合はoilがあって、これ事例があるんで、そういったものを考慮クドウですね、ほとんど稼動などに影響するような連絡レベルにならないという結果も出てるんで。
0:29:24	落雷ちょっとまとめて早くね、後日文書で御説明広げる形でお出したいと思っております。
0:29:32	以上です。
0:29:44	おりとですもなり文字数規格を引用する形で

0:29:50	メカニカルリレーの電磁的障害の影響はないということを御説明された話ですが、ちょっとそこも正式に引用して、
0:30:00	形で資料として取りまとめていただくようお願いします。
0:30:08	はい。
0:30:10	はい。3号、三菱原子燃料だけ、表現使ってるのに、逆に断言できたのですね、ドレンリム、自分がすべて網羅する形で説明資料のほうは、おそらくたいと思っております。以上です。
0:30:30	はい。規制庁荒れたら数それでそういった形で資料の提出をお願いします。
0:30:38	はい、原子力規制庁の永井です。
0:30:41	私のほうからちょっと数は多いんですけど、まあ幾つか
0:30:47	確認したいと思いますんで、確認の観点として、という確認の対象はある程度限られていて、まず今回補正第2回補正のあったし、申請書の
0:31:03	3425ページから添付書類3ということで、設工認分割申請の最終申請における確認ということで、事業者の方で最終申請の確認した。
0:31:20	資料が提出されましたのでここを確認した中で、一部不明な点があったので、10数点、確認したいと思います。それとですね、もう一つの資料は本日の
0:31:35	配布資料で面談前回面談の回答ということでMSR21-037です。これの回答の内容についてちょっと追加の確認というか
0:31:51	事実確認をさせていただきたいということでございますんで、最初に面談資料の確認の方からこれから確認する内容はその両者に関連する事項も結構多数あるものですから、
0:32:09	適宜ですね、もうなってるんですかね。関連づけて、説明をしてしていただいても結構ですし、とりあえず
0:32:22	疑問に思ってる点。それから不明な点を確認したいと思います。そうすると資料のですね、msR21-037の資料です。これは第7次申請第1回補正申請のコメントに対する第2回、
0:32:40	補正申請書への反映事項の資料になります。その中の3100、
0:32:49	90
0:32:51	5番。
0:32:52	です。
0:32:53	ここはですね、前回、これは本当再確認になるんですけど。
0:33:00	申請書のですね、
0:33:04	変なんですかね、補正修正部分の、ページ数でいくと3128ページで臨界計算番号5番の

0:33:14	がありましてその 1 ポツの計算方法、これ総ページを見ていただければ、書いてあるんですけど、あの臨界計算に使用した計算コードでのマルチへの
0:33:28	があるんですけども、これは加工事業許可申請書に記載した計算コードに該当することを御説明をしてください。
0:33:40	ローマこれマルチ県の実際にし、補正の申請の中では、この丸つけのコードは権能IVと同等の精度をもつという記載があるんですけどもこれは許可で認められた。
0:33:56	行動であるということそれから申請者として検証して許可の申請書に記載があればその部分を引用しつつ、記載がなくても、それを使用して許可されているものであればそういう説明をするように、
0:34:15	いわゆる許可との関連で説明をしてください。最終的にはジャックスコード。
0:34:22	に含まれているものですということであれば、そういうことがわかるような説明をしてください。
0:34:30	それから二つ目ですけど。
0:34:33	これは、
0:34:37	んですね、これは 3 億 3196 番に
0:34:46	なるんですけども、
0:34:50	どうも修正の要否の頭数歌手申請書修正部分の記載がですねもともとこの事実確認で臨界計算番号 5 番に対する確認だったんですが、回答のところが臨界計算番号一番と
0:35:07	3113 ページが書いてあるのこれは、もしくは号機じゃないかと思うんですけど、何か意図して来書いてあるのであれば、この中立入になるんですけど、もし誤記であればですね、これは本日の面談資料なんんですけども、
0:35:26	ホームページに掲載する際に修正をして、5 番のところの直していただいたやつであの公開をするということで、もう結構ですので、
0:35:40	修正をするようにしてください。
0:35:42	それから 2000、3203 番。
0:35:46	これからですね。
0:35:50	ページ数でいくと申請書の 1200
0:35:55	どんどん
0:35:58	6 ページ。
0:36:03	なるんですが、
0:36:07	これ推移表と県の 3-2。
0:36:15	の放射線管理等の仕様表で
0:36:20	非常用電源設備

0:36:23	として 16.1 の県 1 とか 16.2 の健一についてですね、時認可の設計と今回申請
0:36:33	に係る設計についてどうどのように整理して記載したのか、説明をしてください。この機器に化というのは先行して
0:36:45	認可を受けたものを
0:36:47	との関係ということです。
0:36:50	同じくですね、通信連絡設備の 17.1 の健一とか、それから、これは旧基準でしたので、今回 7 時なった時 25.2 ー 健一、
0:37:05	の通信連絡設備に関するその設計仕様についても、どういうふうに整理したのかということで、
0:37:13	説明をお願いします。
0:37:20	それからですね、
0:37:24	少し引き続きてしまいますが、3、同じく 3203 番で、
0:37:31	これは
0:37:34	第一次から第 7 次で申請した建物、すべての建物ですね、について、非常用通報設備と自動火災報知設備の機能であるとか非常用設備、非常用電源設備への接続について、
0:37:53	もうこれもどういうふうに、最終的に整理して周辺に記載したのかということの説明を願いますので、これまでの私のほうの補正申請見てまして、まずこういう非常用設備というのが、放射線管理等の
0:38:11	代替防災ルームのところはかなり集約して警報なり電源がっているか、警報が鳴るようになっていてそのケーブルを使用して電源を供給しているような
0:38:26	設計になっているというのは把握しているんですけども、ですから、まずあの放射線管理等について、御説明していただいた後ですね、
0:38:39	他の設備や他の建物への
0:38:43	システムの繋がり方というのを御説明していただければよろしいかと思えますので、ここについてはですね本日ちょっと後程ご説明いただけますので、系統ズーツですね。
0:38:59	ずり費の 7 とか 8 とか、
0:39:03	そこに系統図があるので、ちょっと後程説明していただきたいと思います。
0:39:09	それとですね。
0:39:13	はい。
0:39:23	はい。それからですね
0:39:28	先ほどちょっとネット 3203 番で、
0:39:32	1196 ページの推移表との

0:39:37	3-2 で火災による損傷の防止で 4.1 県 1 の設計ですね、警報設備のレベルに中計版が追記されているんですけども、
0:39:52	その建物によって中計版を記載していない、設計仕様もあるんですけど、どのように整理して記載しているのかというのを、
0:40:02	もうステージの上説明してください。それから他の建物の感知器ですね、熱であるとか煙の受信機についても、その手法の記載をどういうふうに整理したのかというのはちょっと説明をお願いします。
0:40:18	これは代表的な建物で結構ですので、後程御説明をお願いします。
0:40:24	それからですね、
0:40:27	同じく 3000
0:40:30	203 番なのかイトウなんですけれども、
0:40:34	これがですね、反映箇所が、ページ数が 1500。
0:40:39	40
0:40:41	2 ページ、これは今回の回答ですと 5 分。
0:40:46	面談資料ですと 7 分の 5 ページの上から人指導
0:40:53	9 番目と 10 番目ぐらいに表値の 1 と表チーフの位置というのは、1542 ページ 43 ページにあるんですが、それから質疑 2582 ページの変更の概要が、
0:41:11	に反映したとあるんですけど、ちょっとは、これはもう本当単純で私が確認した範囲でどこを修正したのかがわからなかったの、ちょっと説明のほうをお願いします。
0:41:25	それから、と同じく、この 3203 番の回答の
0:41:30	で、反映箇所はですね、3、2380。
0:41:35	1 ページ。
0:41:37	これはですね。
0:41:48	添付書類の
0:41:51	1 の
0:41:54	1 事業許可との対応の表、
0:42:00	1-1 で放射線管理等の
0:42:03	とこなんですけど、これは今見たですねは 7 分の 5 ページの
0:42:08	解答欄の修正部分のちょうど真ん中辺にあって 2381 ページのところになるんですが、ここの放射線管理等の許可との対応についてちょっと
0:42:25	これについてはちょっと代表例として、説明を
0:42:30	してください。
0:42:32	それから 3203 番の中で反映箇所は 2390、

0:42:40	1 ページ、これは同じ表のちょうど下から 3 分の 1 ぐらいのところの一番右側のページ数 2391 のところですが、添付書類 1 の 1 の事業許可との対応で、表 1-11 で、
0:42:57	附属建物原料と上昇になるんですけど、その許可基準五条で火災等による損傷防止の 5-4 に対応する設工認申請の設計について、今回追加しているようなんですが、これはの原料貯蔵するだけに、
0:43:16	今回申請に係る対応として記載されているんですけど、その理由を説明をしてください。
0:43:24	それから、と同じく 3203 番の回答の中の 2750
0:43:32	6 ページ、これは面談資料ですと次のページに、
0:43:36	一定ですね、
0:43:44	下から
0:43:45	資料ですと、表 1-2-6 に、
0:43:49	なるんですが、
0:43:51	これはここだけです、説明書の名称がなぜかの技術基準への適合に関する説明書ではないんですけどこれも単純な誤記なのか何か意図的に説明を変えているのかっていうことだけの確認ですので、
0:44:08	5 号機であるなら単純に直していただいて後の再提出のほうをお願いします。
0:44:15	それから、
0:44:19	3203 番のコメント回答の
0:44:24	ページ数ずっと 3143 ページの修正これは一番この 3203 番の一番最後になるんですけど。
0:44:34	ここで添付説明書の節 1 付録 1 を修正しているってことなんですけど、これもちょっと、どこを修正したのかっていうのがちょっとわからないかったので説明をしてください。
0:44:51	以上が 3203 番ですね、これは特に非常用電源であるとか、系統追加したんで、該当箇所が多岐にわたりますので、放射線管理等の例で後程
0:45:06	御説明もいただきたいと思います。この面談の中でですね。
0:45:12	あとですね、今回の回答の
0:45:17	というよりは、の今回の回答にもあるんですけど、3120。
0:45:24	申請書ですね、3122 ページの臨界計算番号の 3 と。
0:45:31	それから、3125 ページの臨界計算番号の 4 ですね。
0:45:37	これの
0:45:39	それぞれ図の 2 と図-3 で計算結果の表が出てるんですけども、ちょっと計算結果のところ、この図の見方というか、どういうふうに

0:45:52	評価をしてこういう結果を示しているのかっていう説明がないので、ちょっと補足的にですね、説明をするようにしてください。
0:46:03	この面談資料について
0:46:07	ですね、市本部の今回の最終の確認との関連もあるんですが、とりあえず、この資料についての事実確認は以上になりますんで、この後ですね、ちょっと簡単に放射線管理等について、
0:46:23	私のほうで質問するような形でちょっと進めたいと思いますけど、後日書面でですね、
0:46:30	回答のほうをお願いします。1度の三菱原子燃料にマイクを渡しますけれども、
0:46:38	お願いします。
0:46:46	現在のテラヤマる今御指摘あった件につきましては、後日書面で回答いたします。
0:47:03	はい、原子力規制庁の永井です。それでは、先ほどですねお伝えした
0:47:10	放射線管理等の非常用電源であるとか、それからなんていうことなんですが、通信連絡設備の設計認可の申請なんですけど、今申請書模式図
0:47:26	図面が出るようであれば、その画面には出しといていただきたいんですけど、ダイセツ第2回補正の1800。
0:47:35	60、
0:47:40	うん。60万とりあえず61ページから
0:47:45	ですね。
0:47:46	で、
0:47:48	ここにですね、まず非常用設備の配置図があって、これから系統確認していくんですけども、大きく見るとですね、放射線管理等、ここでエイズねですね。
0:48:07	真ん中の全体のフロー図ですと、
0:48:11	ちょうど下のほうですかね、に詳細で飛ばしているところの上のほう放射線管理等の代替防災ルーム右側の詳細に資格参画が
0:48:28	白黒止まるが白黒あって、ここにいろいろな放送設備の本体とか警報盤がまず全部ありますという状況がわかりますんで、これがどのように繋がっているかっていうとですね。
0:48:45	次のページの1862ページですと、まずその放射線管理等のにある警報盤がこういう四つあってですね右側に
0:49:01	ABって書いてあるのは非常ベルですねが
0:49:07	各建物の間に繋がっているということで、今回、この図が提出されて、
0:49:16	いますんでそれぞれのここですと、

0:49:21	盤の名前が真ん中に書いてあって、右側のアスタリスクの1から4で、それぞれの盤によって繋がってる建物を書いてあるんで、まず、ここはこういうことで、
0:49:34	廻っカーあるんですけどもし間違えたら後で御説明していただきたいんですけど、そのあとですね、ここでちょっと前マイクを渡しますかね。そういうような形で、ちょっとこの今回の補正にあたって、
0:49:52	ここら辺の図面が大きく変わったんで、ちょっと私の方で進められるわけ進めますけどその次のページの刷り費の7の3分の2になると、これが放送設備で、これも単純なんで、
0:50:08	いわゆる放送設備本体にマイクであるマイクがそれぞれついていたり防災ルームにもマイクが繋がっているという状況で右側が*の5が負荷設備が繋がっているというのがよくわかります。そう次の
0:50:27	刷り費の7の3分の3でここは通信連絡設備でも
0:50:35	固定電話ですね、ここも全部繋がっているという状況は確認できますんで、あとですね。
0:50:44	次に、ちょっと確認したいのは、ざり費の81865ページでここは非常にちょっと複雑になっていて、
0:50:53	まず、放射線の管理等に何があって、
0:50:59	一番上ですね、その
0:51:02	なんていうすかねベルBTビームの丸と丸の中にバツが書いてある感知器があるんですけど、これの
0:51:14	まず信号の流れと電源の流れを
0:51:18	ちょっと説明していただけますでしょうか。その上で、放射線管理等の仕様表の中にどういふふうにそれを書いているのかっていうのを代表としてちょっと説明して、
0:51:32	いただけますでしょうか。
0:51:40	はい。
0:51:42	三菱原子燃料がフリーズさせ、まずバツが書いてあるほうですけども、これは感知器のほうになりまして、3地域は受信機に直接信号が行っています。
0:51:58	それからベルのほうなんですけれども、増えるに関しては、遠方の場合はですね受振機の
0:52:10	エネルギー電気ではベルをならし切れないところありまして、専用の電源送りまして、ベルを鳴らしてるということで、目と2中計版がここに途中に入ってくるという形になってます。
0:52:26	以上です。

0:52:29	原子力規制庁の永井です。そうすると、あと電源は、
0:52:36	そんな時にいわゆるここは非常に外部電源が喪失した場合に、非常用電源にも
0:52:46	繋がっているんですけど、側溝の電源っていうのはどういうふうに
0:52:50	つなげているんでしょうか。
0:52:55	三菱原子燃料の深田です。
0:52:59	なるほどと全停となっているのは、もともとりんごですねやはりトリイやなんかはわからないということですねこの絵をつくった経緯がありますので、そこに書いてある、非常によりれませんから。
0:53:17	策が増えている。
0:53:23	電源のラインについてはあくまでも概念的なもので、そこに必ずですね、非常用ディーゼル発電機の電源が出ていってしまったというような概念的な別な書き方をこれを
0:53:39	これはあるだけです。
0:53:41	ここを選ん概念的な書き方に入ってる人間が言うわけだから、ピア非常電源が入って事のできるだけの 200 国で実際にはね。
0:53:58	本事業長のほうには明記されてるんですけど、受振器、経営姿勢FAX下段のほうにですね、本来であれば、非常用電源が行ってるという記載になっているんですけど、これは実態があるんですけど、概ねはあくまでも
0:54:20	信号ラインのところをメインに書いてあとは的なこととして、連絡が日程発表ということを概念的に表した絵だけになってますので、
0:54:33	やっぱり超えたらもう本当費用等の本文 2a の議題を見たときに、この絵を見るとですね、それと誤開の橋梁な先方に受け取られたのかなという気がします。
0:54:49	あくまでもだから、電源が行ってるからいいじゃないかという概念的なところで書いてあるところだけ、
0:54:58	はい。はい、原子力規制庁の永井です。ありがとうございます。そうすると、まさに誤開ということもないんですけど事実が知りたいんですが、この図を見ると、この図で示したいのは、まず、
0:55:15	ドーズの名称見ても、その火災非常用設備の自動火災報知設備の系統図であって、その火災感知設備とか警報設備の電源じゃなくてその具体的な
0:55:32	例えばマルのバツがある感知気が、煙熱なりが感知したときに、
0:55:38	その信号が受振器にいくというのがこの細い線で表しているっていうことでよろしいんですか。
0:55:47	で、そうしたときに、非常用電源がこれとは別に必要なのか、その信号ラインに乗かって受振器から電源が供給されるというか、

0:56:02	個別な電源が必要ないのかとどういうことをetとしてこの図先ほど概念っておっしゃられましたけど、別なラインがあるのかないのかっていう点についてはいかがですか。
0:56:19	はい。
0:56:25	はい。
0:56:26	三菱原子燃料の線入される先ほど申されました電源の件に関しましては、受振器にぶ非常電源が入っております。非常電源が入った受振器から信号感として、
0:56:44	感知器のほうの近傍やりとりしてるという形でこういうふうになってます。
0:56:49	それからベルに関してですけれども先ほどご説明しましたけれども、飛べるは若干エネルギーを必要としますので、信号線ではなくて、電源線を別に持ってつてるとい形になっております。
0:57:06	はい、原子力規制庁の永井です。そうするとこのベルというのは、すみませんちょっと脱線しちゃうかもしれないけどレベルというのはいわゆるなんというんですかね、均すだけでPRAの押しボタンのレベルじゃなくて、
0:57:25	そのうなんです、火災を感知したらベルを鳴らすということで、そうすると信号の流れとしては、
0:57:34	この放射線管理等の、まず感知器がこれ信号の流れになりますけど、感知器がエアの煙熱を感知すると一度受信機に行って受振器から
0:57:49	中計盤を通過して、
0:57:52	ここに非常電源が入ってるんですがそこからルールに戻って
0:58:00	その現場のベルを鳴らすという
0:58:03	ことを模式的にとか図示したものと理解してよろしいですか。
0:58:09	はい。
0:58:10	三菱原子燃料まくりだけおっしゃる通りで、
0:58:16	3期が感知したらできる時期までいます。
0:58:19	で、この後、引抜きの方からべろな命令が出ますので。それで炉中という流れ。
0:58:30	原子力規制庁永井ですとこれがそうするとその火災のを感知設備等、報知設備で言うんですか、警報設備の一式の基本的なループになっているということで、それを
0:58:45	今ちょっと仕様表の話もありまして 1200トンで6ページの
0:58:51	ですね。
0:58:53	これ放射線管理等の仕様表を見てますけれども、自動火災報知設備で、

0:58:59	感知器Bについてはアスタリスクの3があって、受振器を介してこれは非常用 転子弁済信号のラインっていうか信号のラインからちょっと確認しましょうか ね、信号のラインでいくと、これ火災なんで。
0:59:14	少し前になってですね 1200
0:59:21	はい。
0:59:26	ちょっとすみません、1196 ページに、
0:59:31	これは信号のラインだと思うんですけど、火災による損傷の防止 1196 ページ に、
0:59:39	障防法 23 条に基づき法的火災報知自動火災報知設備を設置するということ で、換地キーの数が、煙熱空気感がそれぞれあってで警報を設備ベルがあっ てここに括弧して、
0:59:56	中計盤一基っていう仕様が今回申請されてその配置図が上手理研の 33。
1:00:04	中計盤の配置はずり費の 6-7 時ということで、ちょうどさっき見てたんです ね、図なんですけど。
1:00:15	何を言いたいかっていうと、ここは火災の警報の機能を示すもので 1 の情報 はずり費の 6 にあるけど、繋がりとしては、このずり費の 8 を見れば、
1:00:32	まず信号の流れはわかりますと、それが外部電源が喪失したときにも機能す るということについては 1206 ページの先ほどの 16.1-健一の
1:00:48	表を見ると、
1:00:51	受信機と中計盤を介して接続をそれぞれ接続されているということで、これが 左側から時から入ってきてしかもバッテリーをそれぞれ持って無停電ではない んだけど、バッテリーとして無停電、
1:01:09	を達成しているということで、
1:01:13	いうことで理解してよろしいですか。
1:01:26	はい。
1:01:28	三菱原子燃料今PDF上おっしゃる通りで、
1:01:34	これに関しては、非常電源が先ほどの図で左側からきている。
1:01:40	で、信号に関しては御説明、確認いただいた通り、仕事ないことって貢献され ているということになりますと思います。
1:01:53	はい、原子力規制庁の永井です。なかなかそこら辺が私広域読み取ってとい うか、多分そうだろうなと思ったんですけど、そういう今申請の意図というか、そ れぞれ使用表の記載と、この関連図面で、
1:02:12	そういうふうには信号の流れと電源について要するに求められる安全機能として は、当然火災を感知したら警報しなきゃいけないんで、その系統がここに書い てあって、しかもそれが外部電源が喪失した時も機能しなきゃいけないので、

1:02:30	非常用DGに接続してバッテリーも、留まっ定年で継続できるような形で、
1:02:37	かかえてますということをちょっと補足して説明してくださいと言ったのが先ほどずっと事実確認でお伝えした事項になりますんで、これ今基本系なんですけど、実はこういう記載を見ていくと。
1:02:53	第一次から第7次の申請の中で何か記載がいろいろ違うものがあったりして
1:03:02	特に今1206ページの*の3とか、この表ですわ上の自動化火災感知設備とか報知設備の*って以前から記載はあったんだけど。
1:03:17	今回の認可申請としてこの中計版であるとか受信機を申請しているの、記載の中身は、
1:03:26	変えて、
1:03:28	他の抱えてないのかの下線が引いてあるんで今回の申請範囲として、
1:03:32	申請しましたというイトウで
1:03:36	よろしいんですか、何かの設計を変更したとかそういうことではないんですかね。
1:03:47	はい。
1:03:49	三菱原子燃料溢れると設計は変更しておりません。
1:03:54	もともと編成のときに建屋だけで申請が進んでおりまして、建家にある市政感知器とかがそれで編成されていたんですけれども、最後の段階になって
1:04:10	それを送るものとして、地震と中計版をいただいたということになっております。
1:04:17	はい、原子力規制庁の永井です。ですから幾つかの観点があるんですけどいわゆる機能性能としては、その現場にAと感知器とかメールがあっても、この地震来なり中継場がないと機能しないので、そこを繋いで今回、
1:04:34	最終の申請で申請で皆さんがされたということで理解しますけれども、別個、こういう流れがですね、今先ほど言ったのは非常ベル
1:04:49	ーのもそうだし、放送設備もそうだし、通信連絡設備についても、それぞれのその信号の流れとそれから電源の流れでこれが別ラインが、今みたいな概念として示しているのであれば、
1:05:08	その信号の中に電源が交易といいますかね本体から送られているのかどうかっていうのはこの
1:05:16	1206ページの表を見ると、そういうふうに取り出れるんですけど、何か違うラインが引かれているのかどうかっていうのも含めて、ちょっと、まずは基本系を御説明して、

1:05:32	ちょっと補足的にですね、今やってやりとりを書面で説明をしていただければと思いますので、それは自動火災報知設備のほかに、非常用通報設備についても同じです。
1:05:48	そうやって見たときに、実はこれ建物がこれまでの申請で幾つか出てるんですけども、ちょうどずり費の 8 のですね右側に一時から 70 万の建物が出てるんですけど。
1:06:05	使用表の書き方が微妙に何か違う部分があるんで、事業者の方でもう一度今の基本系をまず説明した上で、それと同じなら同じでいいんですけど、何か違う接続の仕方落ちているとか、もしくは
1:06:22	主要表が新設計の認可の進捗に応じて、こういう表がついてないのもあるんですけど、特に初期の一時 2 時の頃はですね。ただそこは同じ設計なのか違うのか、もしくはという観点と、それから、
1:06:40	今回ですね第 7 次の申請にあたってこういう中継場を新たになり警報盤とかですね、新たに設置するものがあるのであれば、何かその区分も、
1:06:55	ちょっと
1:06:57	説明を加えていただいて、特に季節につながるということであれば、そういうことを明記していただきたいと思います。
1:07:07	その上で最終的に
1:07:10	今回の申請 70 の申請範囲に入って入ってますので、それを補修するというか、検査でどういうふうに機能性能を確認するのかということもこの現状の申請書の中でどういうふうに
1:07:28	読み取ればいいのかということもあわせてですね説明をするようにしてください。
1:07:34	よろしいでしょうか。
1:07:38	はい。
1:07:40	三菱原子燃料松井です、後ほど書面で回答されたと思います。
1:07:47	はい、原子力規制庁の永井です。
1:07:50	だからよろしくお願いします。
1:07:56	回答資料については私のほうからは以上になります。
1:08:04	はい、原子力規制庁の永井です。それでは今のちょっと確認の内容も若干重複することあると思いますけど、今度は補正申請の中の 3400。
1:08:20	25 ページからですね。
1:08:33	添付書類 3 というのが、
1:08:36	続いていますんでこれは
1:08:39	第一次から第 7 時までを全体を

1:08:43	俯瞰してですね。
1:08:47	確認をしている資料なのですが、技術基準の適合ですね。
1:08:54	確認している資料です。これについてですね。
1:08:59	この記載の中で、若干ちょっと、
1:09:04	不明な点があったんで、これも事実確認がほとんどなんですけれども、まず不明な点お伝えしたいと思います。
1:09:13	3000 円。
1:09:15	この構成について、ちょっと事業者なので、今回、前回は説明していただいたかもしれないけど今回かなり変更があるんで、この添付書類 3 については、事業者の方からちょっと構成だけ中身の細かい点は結構ですけど。
1:09:34	どういう観点で構成して今回補正に至ったのかっていうのを説明していただけますでしょうか。
1:09:54	最低限いえるテラヤマするお待ちください。
1:10:21	三菱原子燃料の山川でございます。こちらの添付書類 3 の構成としましては、基本三つの規模を
1:10:31	分割申請の体制というところで確認したという位置付けで添付してございます。それ確認した事項につきましてはまず一つ目としては、硫評価に基づいて検討すべき対象が、
1:10:47	1600 本にも漏れなく申請されてるかという観点で確認をしてございます。でっかく目の観点というのは、
1:10:58	今回金等について対象物が、
1:11:02	許可の基本方針に学士てんのかというところと、加工施設の技術基準に適合してる。
1:11:10	いうことを再度確認してございます。
1:11:13	最後の三つ目というのは、今回我々、
1:11:18	理由許可を。合計 7 回に分けて一時から 70 分けて文学聞いててございますけれども、
1:11:26	変更申請等、
1:11:28	後段の PTA で設計上の不整合が生じないか。
1:11:32	いう観点でテックスタートということでブラインについて整理したところ、添付書類のタンクとしてをつけてるところでございます。色別、
1:11:44	はい、原子力規制庁の新井です。そしたらですね、ちょっと資料で次のページの 3427 ページで 26 ページにまとめが、ごめんなさい、ちょっと前から来ましょうか。

1:12:00	3425 ページの 2 番で確認体制として、いわゆるする申請書の品質マネジメントシステムに基づく体制で確認したということが記載されておりますので、その状況は確認させていただきました。
1:12:17	確認項目とか方法については、この一番下の病院表 1 に示すということで 3427 ページから具体が書いてありますので、この後ですね、ちょっと不明な点を確認させていただきたいと思います。
1:12:33	で、1 ページ戻って 3426 ページの 4 ポツのまとめということで、今説明のあった①②③について、事業者の方で全部
1:12:48	漏れなく申請されて、設計の不整合もなく、技術基準にも適合した申請をし、いわゆる新規制基準に適合したものになりましたということのをまとめられた。保安の報告というか、
1:13:06	申請されている状況は確認させていただきました。で、一部その確認の過程で、最後の 4000 に 3426 ページで溢水のインターロック等の一部不備があったということでこれは 4 月の面談で、
1:13:22	我々のほうからも指摘した事項なんですけど、そういう対応も含めて書いてあるという状況は各自させていただきました。
1:13:31	具体については 3427 ページのからですね、表 1 が 3 ページほどあったって書いてあるんですが、ここでですねまずちょっと疑問点というか不明な点。
1:13:47	それから追加で確認したい点がありますのでお伝えしますんで、3 まずですね進めと 3433 といいますかね 01 の B
1:14:01	これ
1:14:03	最初に 3427 ページの①の b ですねこれ最終申請における確認事項の B で技術基準での設置要求がある施設の申請状況です。これについては、
1:14:18	真ん中に確認結果が資料の 2 に示すということで、
1:14:23	等記載がありまして、これを私のほうで見ていくと 3433 ページにからですね、3433 ページに 3.1 項で、
1:14:39	抽出した。
1:14:41	時、
1:14:42	事業許可の要求事項の設工認展開で引用する第 70 申請書
1:14:50	の、これ資料 23。
1:14:53	ちょっとここ今、
1:14:55	えーとですね、
1:14:58	ちょうど真ん中辺ですかね、3.1 項があるんですけどその一番下にアスタリスクでも書いてあるんですけど、そののですね、中の 2900 資料 23-2931 ページで、

1:15:13	23-1で、
1:15:15	町撤去した排水処理場についての第2汚染機材保管倉庫って言う言葉がなかなか出て説明があったんですけども、
1:15:29	ここはその既認可の状況がどういことでも撤去したときの申請書でどういう繋がりがあるのかってというのはこれ名称なんで。
1:15:41	事実関係結局は事実関係なと思いますが、説明をしてください。
1:15:49	それから次ですけど、また
1:15:52	3000円。
1:15:54	400
1:15:56	先ほどの表1に戻りますけど、3400、22ページの表1のですね、今度は①のCのですね、これは資料3を呼び出して、確認結果こう記載書いてあるんですけど。
1:16:12	ニッピの中の3445ページ資料3の中の
1:16:19	3445ページ。
1:16:23	の記載を確認しているんですが、
1:16:27	2ポツの確認方法の①。
1:16:31	で、2地震性の確認方法についてですね、20っていうのは加工棟の成形工場なんですけれども、
1:16:39	どのように、その確認したのか、ちょっと例示的なんですけど、御説明をください。これはオノ、いわゆる確認になるんですけど。
1:16:55	なんてすかねかなりし施行申請して一致したのと、ただし書きでですね、2次申請の加工棟成型工場の設備機器や系統図を作成していなかったんで、
1:17:11	何かそれ以外の方法で確認したんだろうと思うんですけどこの記載の意図がですね、3445ページの記載にとちよっとはかりか出たんで、具体的にどのような形で確認をしたのかということを説明をお願いします。
1:17:31	それから、
1:17:34	①のCですね。
1:17:37	今度は失礼しました。①のCですね。
1:17:43	この確認結果の欄で
1:17:47	3ポツの確認結果の欄でですね。
1:17:56	防火水槽から屋外消火栓Aの配管、ポンプの未申請であるとか、全室に追加設置する消火器、それから発電用非常用発電機から負荷設備の取り合いの
1:18:13	カミイシ先生を含めて、加工事業許可の括弧工程図に記載されていない施設のその系統機能についてはどのように確認したのか、資料3のほうでは、
1:18:28	ちょっと記載がなかったんで、の追加的に

1:18:34	すね説明をするようにしてください。特に今回 70 という中で申請しているものについては、その申請書の中の、に記載しているものについてはその部分を引用しつつ、施設名を
1:18:51	していただけたいただいたほうがわかり、新しい図面をつくるというよりは、そういうもので間違いがないということを確認しているのであればそういうことも説明をしてください。
1:19:05	それから②ーでJNES、それからですね。
1:19:11	すみません。これ①の
1:19:16	データ。
1:19:21	すみません。①については以上です。
1:19:25	それから、丸 2 になるんですけど。
1:19:30	3428 ページの表 1 だと、DDですすね確認項目のDで構内運搬と。
1:19:39	それから、事業所外運搬の設計取り合いの確認を
1:19:44	されていますので、
1:19:47	中ですね。
1:19:55	具体的には 30001471 ページから
1:20:00	すみません、ちょっとページNR違いますかね。
1:20:11	そうですねちょっとページ数は
1:20:14	はい。
1:20:15	というよりは、このDの中で何を確認したかっていうと、加工事業の変更許可申請書で、今回新たに追加して入出間の工程核燃料物質もウランのなり核燃料棒ので主語たいのですね。
1:20:34	2 週間の行程が新たに追加されて、
1:20:39	とかされているんですけども、これはどの範囲で、
1:20:46	設備設計にですね、どういうふうに反映して変更をしたのかということも補足で説明をしてください。また既存の設備で対応できてですね。
1:21:04	設備の設計を変更する必要はなかったのであればその旨、説明をするようにしてください。
1:21:14	それから、②のちょっと戻っちゃうんですけど。
1:21:19	同じ表 1 のですね、②の
1:21:23	イシイですね。
1:21:30	これがですね、事業許可の要求事項、
1:21:36	当局が技術基準の適合性確認になるんですが、資料の 7。
1:21:42	結果が示されて、
1:21:45	います。それで、

1:21:48	どう。
1:21:51	この中で、これはあれですね、先ほど有田のほうからもあれしました結果、確認がありましたけど、
1:22:01	あった点にも関連するんですか。
1:22:06	ダイエー、これは第2回核燃料倉庫の
1:22:12	臨界防止の設計ですね。
1:22:19	すいませんちょっと訂正します有田のほうからの確認は、これはないんで、私のこのお伝えします第2核燃料倉庫の臨界防止の設計で3.2の健全というのがあるんですが、
1:22:35	これは6次申請でも認可を受けていますので、これがですね、今回また七地で認可申請を受けようとしているというのが3477ページの
1:22:55	これは星取表と言えればいいんでしょうか。
1:23:05	第2核燃料倉庫の
1:23:08	等ですね、設計番号臨界防止のちょっとちょうどここ6次設工認鉄鉱な隔離ちやったんですけど、第3条の2行のこの3.2-健全の要求事項での緑色で、
1:23:25	7時設工認ってなってるんですけど、ここがですねいや、要は大南何時の申請で設工認を受けて、これを表をまとめているのかっていうのをちょっと考え方をですね。
1:23:41	説明していただきたいと思います。
1:23:43	で、
1:23:46	あとですね。
1:23:49	これについては、
1:23:52	申請書ですね、
1:23:55	イトウ
1:23:56	後程また臨界領域については後程あるので、まずこの申請開示の色分けをしている考え方をですね説明をしていただきたいと思います。要は何回かに分割して、
1:24:14	微妙に申請が変わった施設が追加追加で距離であるとか壁であるとかでつい申請しているものがありますので、そのどういう考え方で整理したとかというのを説明をお願いします。
1:24:31	それから次になりますけど、
1:24:35	この同じ3477ページで例えば転換工場、工場と転換工場などの建物の安全避難通路の設計、
1:24:50	の考え方、なんてすか整理の仕方なんですけど13.3-健全、
1:24:57	について、緊急対策設備の(1)で安全避難通路、

1:25:04	ではなくて建物しようとしている。
1:25:08	仕様のところに丸が該当するというように
1:25:13	記載してるんですけど、この辺もどのように整理しているのか考え方をですね、ちょっと説明してください。非常用通報設備であるとか消火設備についても、その考え方の説明していただければと思います。
1:25:33	それからですね、次に、
1:25:37	そういうものも結構ありますので、申請される際に、もうすでに先ほど山川さんからの説明があったと思いますけど、説明がありましたけど、すべての建物とか構築物、設備機器について、
1:25:54	もう一度ですね最終の申請開示の仕様表末表が出ているものは、図表出し1回で終わってるものはその使用表との対応はですね、よく確認して不整合がないか、もう一度確認した上で、
1:26:11	結果について報告をするようにしてください。今の点について、今の点というのは、転換工場とか核燃料倉庫の臨界の設計も本。
1:26:24	の確認も含めてですね、報告していただければと思います。
1:26:31	それからですね。あと日後ロック歩道です。3200、ごめんなさいに今度はまた表1に戻って②の
1:26:45	これはあの工事の方法の確認なんですけど、これは資料8に添付されてるんですけど3527ページで、
1:26:57	第7次申請で、
1:27:02	撤去する設備については、
1:27:05	区分の123に該当する工事を
1:27:10	ちょっと申請しているかどうかこれも確認確認なんですけど、準備工事を申請している場合は、これまでと同様な記載で申請しているかっていうことの確認でございます外筒がなければ該当なしということで結構ですが、
1:27:28	ちょっと記載が見当たらなかったもので、その確認になります。
1:27:33	それからもう1回表。
1:27:36	道になりますけど、今度は②の
1:27:40	Fですね、最大貯蔵能力なんですけど。
1:27:45	これは3529ページの資料9-添付1の核燃料物質の最大最大貯蔵能力の整理表が、
1:27:58	やって説明があるんですけど、第6G申請で認可を受けた設備機器の
1:28:05	これ、合計貯蔵量、具体的な量はちょっと

1:28:10	マスキング情報になるといけないので、お伝えませんが、この貯蔵量がですね、評価された第2回核燃料倉庫のウラン粉末の差だ最大貯蔵量の今回約半分に、
1:28:26	なってますんで。
1:28:28	これは今後なんか貯蔵設備を増設する計画でまだ申請していないのか、もしくはこれでもう終わってもともと許可若干の差分があるんですけど、その範囲内でするので別に今回の
1:28:44	認可に影響があるということではないんですけど、何かその全体を通した計画が
1:28:50	許可の段階と今回とどのように、
1:28:55	カウントしたのかということを御説明をお願いします。
1:29:01	それからもっかい、表1に戻りまして、
1:29:05	3000、今度は3400。
1:29:09	29ページの③ですね先行申請して分割申請したものをところの③の潜航申請からの変更点についてですね、潜航申請で認可された。
1:29:25	内容についてですね、設計の進捗によって、設定申請変更しているものが6件あるということで、
1:29:38	許可棟それから技術基準に適合した設計であることをどのように確認というか評価したのか、その評価内容とそれから評価結果を具体的に説明してください。特に事業者が確認した評価結果。
1:29:57	これについてバーの第5時から第7次の申請書をこれそれぞれ最終補正に記載している場合については、その部分を引用して説明をするようにしてください。
1:30:12	それから算術今度はもっかい表1に戻りまして、今度は③のbの臨界領域Bになります。
1:30:24	で、ここで領域区分の隔離方法については、この第二次から第7次で分割
1:30:33	申請されているんですけども、これがですね、加工施設全体として、その認可を受けようとする臨界領域間の隔離方法について、
1:30:45	申請書の2800ページの資料1の県1位の表がですね。
1:30:53	臨海領域の隔離方法として、その臨界隔離平気とか、またはその他臨界
1:31:01	の離隔距離ですね。
1:31:04	もしくはその両者、
1:31:07	で認可を受けた。
1:31:10	という状況が記載されているんですけど、それを何度かに分けてですね、申請しているんで、今の2800ページの表にですね。

1:31:22	ちょっと色分けをして
1:31:25	第何次申請で認可を受けたのかっていうのは説明をするようにしてください。これまでも
1:31:34	何度か提出していただいたんですけど、また7地震性でも相当な主要表見るとですね、この隔離方法の壁をシリンダ洗浄塔なんかも下線が引いてあって今回申請範囲に
1:31:50	含まれていたりしますので、
1:31:54	その他も、
1:31:56	ほかにありますので、記載がですね、若干の変更になってるんですけど、これはどういうふうに、その設計の進捗に合わせて変更してきたのかっていうことが一覧でわかるように2800ページのページに色分けなりして
1:32:12	色もですね、何回かに分けて申請しているのであれば、その状況は分かるようなちょっと説明をするように、
1:32:21	してください。
1:32:22	これについては、
1:32:26	先ほどですね③の
1:32:32	確認をした内容ですね。
1:32:36	分割申請の方とか先行申請からの変更点の回答に含めて、いただくと、
1:32:47	前回の面談の回答資料の3218番にも関連しますので、
1:32:57	それらの回答も、
1:33:00	踏まえてですね、こちらのほうの最終確認の評価を
1:33:05	について説明をお願いします。
1:33:08	それから、3420ら、それから表1に戻りまして③のCです。溢水量の評価について、3000円。
1:33:23	537ページの資料の10ですね。
1:33:27	こちらの第3核燃料倉庫の溢水防護区画の8-1について、
1:33:33	第7次申請の設備の有効容積が、
1:33:39	本になっているんですけど、添付説明書の今回の第70の件テープ設備所見7の溢水による損傷防止に関する説明書の基本方針書これ3065ページでは、
1:33:55	そのウラン廃液等を内包する設備機器の溢水量が、
1:34:01	設定されていますんで。
1:34:04	最後の取りまとめのまとめて深さ3537ページの資料に、
1:34:12	記載した溢水量をどうどのようにカウントしているのかっていうのを説明をお願いします。

1:34:21	あと最後になりますけど。
1:34:23	3425 ページの
1:34:28	添付書類の 3 で、設計対応追加した設計についてですね、先ほどの臨界の掛けもそうなんですけれども、
1:34:40	かなり広範囲で最終の申請で今回下線部を引いて次表の中で、申請しているんですけれども、これを第一次申請から第 6 次で認可を受けた。
1:34:57	設計に加えて、
1:34:59	追加設計で認可を受けた場合のその工事の計画、工事の計画が実際の工事がない場合であってもその使用前の事業者検査の確認も含めて、今回の補正でどのように補正して、
1:35:17	いるのかという点をフロー全体を通してですね、ちょっと補足的に説明をしてください。
1:35:26	以上ですね資料 3 について幾つか 10 数。13 点ほどお伝えしましたけれども、基本的なまとめはよく資料ができておりますので、結論としては大体わかったんですけどその内容を
1:35:43	見ていくと、今の点、ちょっと不明な点がありましたので、書面で後日回答していただければと思いますんで確認の過程で何かもし間違いがあるようであれば、どうするかっていうのは別途、
1:36:00	相談いただければと思います。
1:36:03	ちょっと長くなりましたけど、私の方から以上です。
1:36:12	それで元気のテラヤマで後日書面で回答した。
1:36:19	すいません球場ありとあらゆる袋最後 1 点私から意見 1 点だけなんですけど、教徒添付書類 3 申請書の添付書類 3 なんですがそんなことで資料 7 ってやつで、なんかそれも技術基準への適合性の確認した結果ってことで
1:36:36	これまで申請した表の
1:36:40	ばっすまコピーに色つけたっていうやつが出てると思うんですけどこれ同じく許可、事業許可との整合性についても同じような確認しようと思うんですね、そちらで
1:36:49	それについては資料 6 ってことであるんですがこれとの抜粋だけになってるの申請書やっぱそれだけになっているので、
1:36:57	面談資料とあわせて結構ですので事業許可についても一式全部確認した結果の資料を作るようにお願いします。
1:37:07	徹底的原料テラヤマでございます。ただいまの御指摘承知いたしました。別途の資料を提出いたします。
1:37:22	はい。規制庁のコメントは以上になります。

1:37:30	MNF何かございますでしょうか。
1:37:40	三菱原子燃料のテラヤマでございます。特にこちらからはございません。
1:37:47	規制庁本日の面談をこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。